京都都市計画

(京都国際文化観光都市建設計画)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成28年5月 京都府

《目次》

1	都市計画の目標1
2	区域区分の有無及び方針4
3	土地利用の方針5
4	都市施設の方針10
5	市街地開発事業の方針16
6	自然環境の整備又は保全に関する方針18
付	図

1 都市計画の目標

(1)都市づくりの基本理念

京都市は、平安京が794年に創建されて以来1200年を超える期間、都市としての変化成長を遂げてきた。また、乙訓地域は、784年の長岡京創建以来幾度もの戦乱に遭いながらも、都市としての盛衰を経てきている。その長い歴史を振り返るとき、先人達は建都以来幾度かの試練に遭いながら、自らの暮らしを守り高めるために、知恵と力を結集し、優れた伝統の上に創造を加え、山紫水明の自然の地に、常に個性のあるまちを築いてきた。

こうした、京都市・乙訓地域を含む本区域の優れた伝統を継承し、住民の豊かな暮らしの実現を目指し、時々の課題に対応しながら、まちと自然、歴史や伝統と新たな創造、京都の文化と海外の文化、それぞれの調和と共生を育みながら、世界に誇れる都市としての位置を確かなものとするため、農業的土地利用との整合を図りつつ計画的・合理的な土地利用の実現と効果的な都市基盤整備により秩序ある市街地形成を進めるとともに、次の基本理念に基づき都市づくりを進める。

- ①美しい風土と文化を継承し、文化の香りと創造性にあふれる国際交流都市づくり
- ②子育て世代、高齢者等のだれもが安心して健やかに暮らすことができる都市づくり
- ③中心市街地に公的な役割を担う施設が集積し、賑わいと活力基盤を形成するとともに、周辺地域とネットワークでつながり、必要な都市機能を相互に補完・連携する効率性・利便性の高い都市づくり
- ④公共交通等により中心市街地と生活拠点がネットワーク化され、誰もが活動しやすい都市づくり
- ⑤ICT 等科学技術を活用し、資源、エネルギーの効率的な利用により、環境への負荷の少ない スマートな都市づくり
- ⑥災害に強くしなやかで安全な都市づくり
- ⑦広域交通網、学術研究施設、産業の集積を活かし、交流連帯によってイノベーションが進展 することで、地域経済が持続的に成長・発展する都市づくり
- ⑧地域特性を活かした個性的な魅力により、活発な交流が創り出される都市づくり
- ⑨自然、歴史的環境を活かした良好な景観が保全、形成されている質の高い都市づくり
- ⑩だれもが生まれ育った地域に住み続けられる魅力ある都市づくり
- ⑪住民、民間、行政等が連携・協働し、魅力ある地域社会を実現する都市づくり

(2) 区域の将来像

明治期の近代産業の勃興期及び戦後まもなくの復興期に京都市の人口は大きく伸び、都心部は高密な人口集積を抱えたが、高度経済成長期以降乙訓地域などへの郊外化の流れが始まり、都心部から人口や事業所、大学等の郊外への移動が進み、近年、これらの傾向は、より郊外への流出へと移行した。最近では、京都市中心部でのマンション建築に伴う都心回帰傾向も見られるが、京都市の郊外区や向日市、長岡京市、大山崎町の人口も横ばい傾向にあることから、都市計画区域全体としては人口の減少傾向にある。

このことは、都心部での世帯人員の減少や高齢化を引き起こし、伝統産業を初めとする地場産業

の低迷とも相まって、伝統を蓄積してきた地域社会の低迷にもつながっている。更に、1990年前後のいわゆる「バブル経済」の時期に不動産の過度な投資対象化により地価が高騰し、居住環境の悪化や伝統的なまちなみの崩壊など、空間的、社会的な変貌が進んだ。

一方、地球温暖化やオゾン層破壊、更には都市型公害など、地球規模から身近な生活の場面に至るまで様々な環境問題が顕在化する中で、開発や交通、経済社会システム、生活様式などあらゆる面で、環境に負荷を与えない方向での見直しが求められている。

また、平成 16 年の台風 23 号、平成 25 年の台風 18 号では、都市構造や建築物の災害に対する脆弱さを露呈した形となり、改めて都市の防災対策の重要性が再認識された。

今後、従来のような経済の成長が期待できず、人口の減少や高齢化の更なる進行が予測され、ボーダレス化が一層進み、社会が成熟化に向かう中で、グローバルな視野に立ち、京都のもつ伝統を継承し、都市の持続的な発展を展望しつつ、個性的ですべての人々が安心・安全に暮らせるまちづくりを住民、事業者、行政のパートナーシップにより実現していくことが、都市計画の大きな課題となっている。

本区域の地域特性を踏まえ、将来像を次のとおりとする。

◆優れた文化、景観の保全・形成と都市機能の再構築による誰もが安心して、いきいきと暮らせる 都市

自然環境と調和した歴史的建造物・まちなみ・町家等を保全・活用した景観形成、公共交通の質向上、魅力的な歩行者空間整備等の歩いて楽しいまちづくりや密集市街地等の居住環境の改善等によって、質の高い都市環境を整える。

また、都市活動の中心地として発展してきた主要駅周辺等の都心部において、公共施設・旅客施設・建築物のバリアフリー化等の基盤整備、低未利用地の土地利用転換等の高度利用によって、都市機能を増進し、さらに、それらを公共交通等でネットワーク化することで、効率性、利便性が高く、誰もが安心して、いきいきと暮らせる都市を目指す。

◆災害に強くしなやかで安全な都市

平成 16 年の台風 23 号、平成 25 年の台風 18 号の教訓を踏まえ、浸水被害が発生した桂川の緊急治水対策等の河川改修、下水道による浸水対策、老朽化する既存施設の維持管理等のハード対策、土地利用規制、防災教育等のソフト対策を組み合わせることによって、近年頻発している水害、土砂災害や、発生が懸念されている東南海・南海地震等の大規模災害から、府民や来訪者の生命、財産を守り、都市の重要な機能が致命的な損害を受けず、被害を最小限に抑え、迅速な復旧が可能な災害に強くしなやかな都市を目指す。

◆文化の香りと創造性にあふれる国際交流都市

1200年を超える長い歴史に育まれた優れた伝統・文化を保全・継承していくとともに国際的な芸術文化の交流や創作活動の場としての機能を高めるなど、他に類例のない文化的蓄積と美しい自然を活かした新たな文化を創造できる環境を整える。また、学術の一層の振興による豊富な学術資源と京友禅などの伝統技術等の活用により、先端産業及び地場産業の生産機能の充実や

ベンチャー企業の育成を図り、文化の香りと創造性にあふれる国際交流都市を目指す。

2 区域区分の有無及び方針

(1) 区域区分の有無

本都市計画区域に区域区分を定める。なお、その理由は次のとおり。

- ・本区域の一部は近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)に基づく既成都市区域及び近郊整備区域に指定されており、都市計画法により区域区分を定めることとされている。
- ・今後は人口等の大幅な増加は予想されないものの、人口規模及び産業規模等の都市的集積度は極めて高く、更に、市街地開発事業及び民間による大規模開発等が実施あるいは予定されていることから、市街地拡大圧力が高いと判断される。
- ・今後とも、市街地内において、良好な住環境形成に資する都市基盤施設の整備を重点的かつ効率的に行うことが必要である。
- ・本区域の市街地を取り囲む自然環境は、貴重な緑の資源であり、また、独特の風致景観を形成 しており、無秩序な開発を抑制する土地利用の適正な規制による保全が必要である。

(2) 区域区分の方針

①おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区 分	平成22年	平成37年
都市計画区域内人口	1,618.1千人	おおむね1,560.8千人
市街化区域内人口	1,595.6千人	おおむね1,545.7千人

②産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

		平成22年	平成37年	
北	工業出荷額	28,084億円	33,686億円	
生産規模	卸小売販売額	57, 108億円	57, 108億円	
	第1次産業	6.0千人 (0.8 %)	3.9千人 (0.6%)	
就業構造	第2次産業	161.2千人(21.5%)	119. 2千人 (17.2%)	
	第3次産業	582.1千人(77.7%)	570.0千人 (82.2%)	

③市街地の規模

本区域における人口及び産業の見通しに基づき、かつ市街化区域の現況及び動向を勘案し、市 街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年 次	平成37年
市街化区域面積	16,811 h a

3 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

- ①商業・業務地
 - (ア) 中心商業・業務地区

官公庁施設は、京都御苑周辺及び河原町御池周辺に集積している。

京都市の四条烏丸周辺等の都心部の幹線道路沿道地区については、都心にふさわしい広域的な商業・業務機能の集積を図り、また、JR京都駅地区については、災害時の帰宅困難者対策を進めるとともに、京都の玄関口にふさわしい広域的な商業・業務機能の集積を図る。

京都市南部地域の油小路通沿いを中心とするらくなん進都(高度集積地区)については、大手筋周辺における既存の商業機能の拡充と連携しつつ、商業・業務機能、情報機能、流通機能等、多様な都市機能の集積を図る。

(イ) 商業・業務・居住地区(一般商業・一般業務地)

京都市の四条河原町周辺等中心商業・業務地の周辺地区及びJR京都駅周辺地区等交通拠点地区の機能共存系の市街地については、商業・サービス業や伝統的な製造業などと都市居住の共存を図るとともに、商業・業務・居住機能と文化・学術・国際交流機能等との調和を図る。

特に地域の核となる阪急桂駅、JR二条駅、山科駅、六地蔵駅、長岡京駅、地下鉄醍醐駅周辺地区等の交通拠点地区、幹線道路沿道地区及び既存商店街については、生活圏レベルのニーズに対応した利便性の高い商業・業務機能の集積を図るとともに、京都久世高田・向日寺戸地域や、今後整備が進む地下鉄太秦天神川駅、竹田駅周辺地区等についても、複合的な商業・業務・居住機能を誘導し、地域の旧商業施設との連係を図る。

京都から大阪に繋がる都市拠点である阪急長岡天神駅、東向日駅周辺地区等においても、地域の利便や職住共存に対応した商業、業務施設の整備を検討する。

また、京都市都心部の幹線道路に囲まれた内部地域等の職住共存地区については、人材の蓄積、豊かな交流機会、創造的活力、文化発信力を活用した産業振興を図るとともに、京都の特色ある多様な生活文化の展開を支える都心居住機能との共存を確保する。

さらに、阪急西山天王山駅周辺についても、必要な都市機能の誘導を図る。

②工業地

(7) 伝統産業地区

西陣、清水地区等については、伝統産業及びその関連産業を集積させ、都市居住と共存した 地場産業の振興を図るとともに、新規分野の開拓等の新たな展開を図る。

伝統産業の振興のための環境整備を進めるとともに、伝統産業と一体となった居住環境の整備を進める。

(4) 工業地区

山ノ内地区、西京極地区、吉祥院地区については、生産機能の高度化とともに周辺環境と一体的な構造転換を誘導する。また、JR西大路駅や向日町駅周辺地区など住工の共存を目指す地域については、相互の調整を図り、良好な居住環境の形成と産業基盤の整備を進め、魅力ある地域づくりを図る。

上鳥羽地区、桂川右岸地区、横大路地区については、都市基盤の整備や既存の都市基盤を活

用し、産業機能を誘導する。

らくなん進都(高度集積地区)については、知識・技術・情報を主な機能とする先端的な産業や研究開発機能等の集積を図る。

③住宅地

(7) 住居専用地区

東山、北山、西山の山麓地、河川沿い、主要文化財周辺の風致景観の保全に努める。 新規に開発される住宅地区等については、低層住宅としての土地利用を図り、三山の山麓部

地区計画、建築協定、緑化に関する協定等の活用により、良好な住環境の形成を図る。

に連なる住宅地区については、中低層住宅としての土地利用を図る。

(4) 住居地区

既成市街地の住宅地区等については、低層住宅や中高層住宅と生活関連サービス施設との共存を図る。

らくなん進都(高度集積地区)については、商業・業務等の機能と居住機能とのバランスの とれた都市整備を図る観点から、環境共生に配慮した良質な都市型住宅の誘導・整備を図る。

また、新たに開発された阪急洛西口駅東地区等については、地区計画の活用等により良好な住環境を有する住宅地の形成を図る。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

区域	高密度利用を図るべき区	中密度利用を図るべき区域	低密度利用を図るべき
用途	域		区域
商業地	○都心部の幹線道路沿	○職住共存地区	
業務地	道地区	(都心部の幹線道路沿道以外の地区)	
	○JR京都駅周辺地区	○らくなん進都(高度集積地	
	○JR長岡京駅周辺地区	区) (京都市南部油小路通沿道)	
		○京都久世高田・向日寺戸	
		地域	
		○長岡京·向日市役所、	
		大山崎町役場周辺地区	
		○京都市のJR、私鉄等の主	
		要駅周辺	
		○阪急洛西口駅東地区~京	
		都久世高田・向日寺戸地域	
		~ J R 向日町駅~阪急	
		東向日駅周辺地区	
		○阪急長岡天神駅周辺地区	
工業地		○西陣、壬生、清水地区	〇上鳥羽、桂川右岸
		○山ノ内、西京極、	横大路地区
		吉祥院、西大路地区	
		○らくなん進都(高度集積地	

	区)	
	○JR向日町駅東地区	
住宅地	○京都市の既成市街地	○京都市の東山、北
	の住宅地区	山、西山の各山麓部
	○向日市・長岡京市・大山	及び新規に開発され
	崎町の中心部及び鉄道駅	る住宅地区
	周辺	○向日市、長岡京市
	○京都久世高田・向日寺戸	大山崎町の既成市街
	地域	地
	○阪急洛西口駅東地区	

(3) 市街地における住宅建設の方針

すべての世帯がそれぞれの家族構成、所得、居住地に応じた適正な水準の住宅を適正な負担で、 良好な住環境の中に確保できるようにすることを基本として、豊かさを実感できる地域社会の実現 を図る。そのため、市街化の熟度に応じた地域の課題を明らかにした上で、住生活基本計画に基づ き地域の特性を活かし、既存の住宅ストックの適正な活用も図りながら、安心して暮らせるまちづ くり、住宅・住環境づくりを推進する。

また、少子化が進む一方で高齢社会を迎え、各世代がそれぞれに持つ多様な住宅に関する要求に応えるため、住宅政策のみならず、福祉・医療・安全等、総合的な視点からのまちづくりを推進し、高齢者はもとより若者や中堅勤労者等多様な世代による良好な地域コミュニティーの実現を目指した、多世代都市居住のまちづくりの展開を図る。

なお、既成市街地においては、その整序を進めながら定住性の高い良好な住宅市街地の再生を推進する。

区 分	住区区分	主な地区	整備方針
	の考え方		
	おおむね	○京都市都心部	地場産業の振興と新たな都市型産業の開発に
	小学校区		より職住の共存を図るとともに、住民・事業者
	等日常生		行政の協働により魅力ある都心の生活環境を形
	活圏を単		成する。
	位とする。		また、子供達が戸外活動できる地域社会の交
既			流の場や災害時の避難施設となるコミュニティ
成			一道路、公園、広場を確保するなど生活関連施
市			設の整備を図る。
街			町家等の優れた歴史・文化資源を生かした個
地			性的で魅力ある都市づくりを進める。
		○京都市都心部周辺	職住の共存、防災機能の向上を図るとともに
		○向日市、長岡京市、	道路や公園など既存の都市施設を生かし、道路
		大山崎町の既成市街地	については生活道路としての機能を高め、公園

			については地域の特性に応じて整備に努める。	
市		洛北、西賀茂、日野、	コミュニティーの形成を考慮し、土地区画整	
街及		桂坂	理事業等により整備した道路、公園等を活用し	
化新			て良好な居住環境の形成を図る。	
進び市			義務教育施設についても、計画的な配置によ	
行 街			り整備を図る。	
地 地				
域				

(4) 特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用方針

①都市再構築に関する方針

人口減少時代の到来や少子高齢社会の進展等の社会的な背景を踏まえ、これまで整備された公共交通機関など都市基盤の既存ストックを活かし、中心市街地に賑わいと活力基盤を形成するとともに、周辺地域とのネットワークによって、必要な都市機能を相互に補完・連携を推進することで、誰もが暮らしやすく、効率的で利便性の高い都市へ再構築する。

また、中心市街地の活性化を目指す「地域商業ガイドライン」等に沿って、特定大規模建築物の郊外立地を抑制する。

②土地の高度利用に関する方針

中心商業業務地や交通結節点などにおいては、商業・業務機能の集積のため、周辺市街地へも十分配慮して高度利用を図る。

さらに、都市再生緊急整備地域の指定を受けた京都南部油小路通沿道地域、京都駅周辺地域、京都久世高田・向日寺戸地域及びJR長岡京駅周辺地域については、その整備方針等を踏まえ、高度利用を図る。

③用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

大規模工場跡地等で低未利用となっている土地の利用を促進するため、市街地開発事業等の導入、 随時かつ的確な地域地区の見直しや地区計画の活用により適切な用途の転換を図る。

良好な住宅地としての環境を保全すべき地区については、他用途の混在を排除し用途純化を進める。

一方、既成市街地等においては、多様な機能の複合により活力のある市街地を再生するため、商業・業務機能や都心居住機能等の用途複合化の検討を進める。

④居住環境の改善又は維持に関する方針

防災上危険な老朽木造住宅が密集した市街地については、市街地開発事業、住環境整備事業、地 区計画及び細街路対策等の地域特性に応じた対策により、防災性の向上など、居住環境に配慮した 市街地整備を進める。

防犯機能の向上の観点から、地区計画の活用や都市基盤整備により、地域コミュニティーの維持・ 形成に配慮した空間改善に努める。

土砂災害防止の観点から、危険が想定される地区への新たな住宅等の立地の抑制を行う。

交通騒音問題の未然防止の観点から、幹線道路等の沿道については、居住環境との調和に努め

る。

⑤市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

上賀茂神社、金閣寺及び長岡天満宮等多くの歴史的遺産が存在し、周辺の樹林地とともに、独特の歴史的景観を形成している市街地においては、樹林地の地域制緑地の指定等により、自然環境と歴史的景観の保全を図るとともに、身近に自然や歴史文化に親しめる場として活用を検討する。

⑥市街地景観の形成に関する方針

三方の山々や鴨川などの豊かな自然と1200年を超える悠久の歴史に育まれてきた歴史都市・京都の美しい景観を保全し、再生し、そして創出するため、50年後、100年後の京都の将来を見据えた都市全体の景観イメージの形成を図る。

また、景観法を活用した実効性ある景観誘導の取組を促進するとともに、地域の個性と特色を生かした良好な景観の形成に関する取組を総合的に推進することにより、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図る。

(5) 市街化調整区域の土地利用方針

①優良な農地との健全な調和に関する方針

市街化区域周辺のまとまりのある生産性の高い農地は、都市近郊の高付加価値農業の生産地として期待され、農地としての保全・活用を図り、その生産基盤を整える。

②災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

白川、七瀬川、岡川等の未改修河川の流域については、災害防止上の保全を図る。

東山、北山、西山及び山科盆地の山麓部については、保安林等の指定のある地域や急勾配地を含む地域の保全を図る。

また、土砂災害防止の観点から、危険が想定される地区への新たな住宅等の立地の抑制を行う。

③自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

京都盆地及び山科盆地を取り囲む三山並びに鴨川、桂川、宇治川等は、山紫水明の都市づくりの重要な要素であり、風致地区、都市緑地保全地区、歴史的風土保存地区、近郊緑地保全区域、自然公園等の指定区域はもとより、これらに準じる地域についても、自然環境及び自然的景観の保全を図る。

④秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

各市町による地域の創生等の政策的な取組に必要な地域については、農林漁業等との調整・連携を図りつつ、周辺環境に配慮し、計画的に適切な土地利用を図る。

4 都市施設の方針

(1)交通施設

①基本方針

文化の香りと創造性にあふれ、安心・安全な暮らしを守るとともに新たな都市の再構築を目指し、次の基本方針に基づき、必要な整備に取り組むものとする。

通過交通の流入等による幹線道路や生活道路の交通渋滞や混雑解消を図るため、京都高速道路 等の都市内幹線道路等の整備を推進する。

また、安全かつ快適な交通環境を確保するためには、施設整備だけでなく既存施設の有効活用を図ることが必要であり、交通需要の内容と各種交通機関の持つ機能を勘案し、環境負荷の低減に努めつつ交通施設の効率的な運用を図るなど、安心して快適に歩けるまちづくりを目指して、総合的な都市交通体系の確立に努める。

特に、交通手段の分担については、道路の混雑及び交通事故の解消、環境負荷の低減、土地の 効率的な利用等の点を考慮し、将来の交通需要に対処するために必要な公共交通機関の整備、充 実を行うとともに、鉄道、バス、自動車、二輪車の各種交通機関と施設が一体的に機能するよう、 交通結節機能の強化を図ることにより、各種交通需要を公共交通機関へ誘導する。

また、道路の整備に当たっては、道路が優れた都市景観の形成や地域の防災性の向上に果たす 役割についても十分に配慮するとともに、ユニバーサルデザインに配慮し、高齢者や障害のある 人にとっても安心して快適に過ごせるまちづくりを目指す。

②整備水準の目標

ア 道路

都市計画道路のうち幹線街路について、

現況(平成22年) 整備率 約64%であるが、平成37年には、約71%を目標に整備を進める。 幹線街路の整備目標

	平成22年実績	平成37年整備目標
整備率	約64%	約71%

③整備方針

ア道路

幹線道路等としては、京都高速道路をはじめ、国道9号、(都)八条通、(都)伏見向日町線、(都)鴨川東岸線、(都)中山石見線、(都)向日町上鳥羽線、(都)御陵山崎線、(都)長岡京駅前線、(府)西京高槻線等を重点的に整備を図る。

さらに、交通結節機能を強化するため、JR京都駅南口、JR向日町駅東口、阪急長岡天神駅等において駅前広場の整備を推進する。

なお、観光入込客等も含めた人口の推移、道路整備や渋滞の状況、経済の動向とそれらの将来見込み等も踏まえ、目指すべき都市の将来像を実現するため、高速道路や一般道路等の必要な道路網の見直しも進める。

イ 鉄道

輸送力の増強及び都市機能の強化を図るため、鉄道については、JR山陰本線の京都駅から 丹波口駅間に新駅を整備する。 また、都市間高速鉄道の役割を果たす、JR奈良線の複線化の促進を図る。

さらに、阪急京都線(洛西口駅付近)連続立体交差事業とともに、乙訓地域の阪急京都線の 連続立体交差化について検討を行う。

ウ 交通需要管理

道路の混雑解消や環境負荷の低減を図り、安全かつ快適な交通環境を確保するためには、施設整備だけではなく、既存の交通施設の有効利用を行うため、情報機能を高めるとともに、交通規制や誘導等を体系的に組み合わせた交通需要管理を充実し、鉄道・バス等の公共交通機関の利用促進を図る。

④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業(施行中のものを含む)は、次のと おりとする。

ア 一般道路

事業名	路線名			
道路事業	国道 9 号、(都)八条通、(都)伏見向日町線、(都)鴨川東岸線、(都)中山石見線、			
又は	(都)御陵六地蔵線、(都)大津宇治線、(都)桃山石田線、(都)山陰街道、(都)桂寺戸			
街路事業	線、(都)寺戸馬場線、(都)牛ヶ瀬勝竜寺線、(都)向日町上鳥羽線、(都)長岡京			
	駅前線、(都)御陵山崎線、(府)長法寺向日線、(府)伏見柳谷高槻線、(府)西京高			
	槻線			

※(都):都市計画道路を表す。

イ 鉄道

路線名	備考
JR山陰本線	新駅整備 (京都駅~丹波口駅間)
JR奈良線	複線化
阪急京都線	洛西口駅付近連続立体交差事業

ウ 駅前広場

	笛	所	名	
JR京都駅南口、	J R 向日町駅東口、.	JR桃山駅	以、阪急長岡天神駅	

(2)下水道

①基本方針

長期的視点から計画的な整備を行う必要があり、また、計画調整や地域社会の合意形成を図る ため、積極的に都市計画に位置付けることを基本とする。

本区域においては生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る観点から、桂川右岸流域下水 道及び木津川流域下水道並びに各市町の流域関連公共下水道及び単独公共下水道汚水計画に基づ き下水道 (汚水) の整備を図る。

また、浸水防除の観点から桂川右岸流域下水道並びに各市町の流域関連公共下水道及

び単独公共下水道雨水計画に基づき下水道(雨水)の整備を図る。

さらに、水循環システムの健全化を図りより良好な都市の水環境を創出する観点から、高度処理の導入、雨天時に未処理の下水が放流され公衆衛生上などの問題に対応するための合流式下水道の改善及び施設の適正な維持管理・運用等の推進により下水道の質的向上を図るとともに、環境保全の観点から下水汚泥の再資源化など下水道資源の積極的な有効利用を図る。また、施設の老朽化による機能低下を事前に回避しつつ機能向上を図るため、計画的な更新・改築を進める。

なお、汚水処理施設を効率的に整備するため、浄化槽による整備との調整を図り、最適な整備 手法を選定する。

②整備水準の目標

桂川右岸流域下水道及び木津川流域下水道並びに京都市の各下水処理場において、積極的に高度処理を導入するとともに、京都市域の合流式下水道の改善を図り、公共用水域の水質保全に努める。

また、桂川右岸流域下水道並びに各市町の流域関連公共下水道及び単独公共下水道の雨水対策事業を推進し、浸水区域の解消に努める。

汚水処理に係る整備目標

	平成22年実績	平成37年整備目標	
普及率	99%	100%	

※普及率:下水道計画区域内行政人口に対する同区域内の処理人口の比率

雨水対策に係る整備目標

	平成22年実績	平成37年整備目標
都市浸水対策達成率	86%	95%

※都市浸水対策達成率:整備対象区域に対する整備済み区域の比率

③整備方針

市街化区域で下水道の必要な区域全域及び、隣接する市街化調整区域で集合処理が妥当な周辺地域において計画的な下水道の整備を図る。また、広域的な公共用水域の水質保全や親水環境の創造、処理水・汚泥の有効利用等を図るため、高度処理をはじめ下水処理の多面的な技術の導入を進めるとともに、老朽化した管渠や処理施設等の計画的な更新・改築を図る。

- a 桂川右岸流域下水道の終末処理場では、改築を促進する。また、木津川流域下水道の終末 処理場では、増築、改築及び高度処理の導入を推進する。
- b 各市町の流域関連公共下水道及び京都市単独公共下水道の計画処理区域内の早期整備完了 を目指す。また、京都市域において、下水処理場の高度処理の導入、合流式下水道の改善を 図るとともに、老朽施設の更新・改築を図る。
- c 雨水対策については、桂川右岸流域下水道及び各市町の流域関連公共下水道並びに京都市 単独公共下水道において雨水対策事業を推進する。

④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業(施行中のものを含む)は、次のとおりとする。

種 別	事 業 名			事業箇所
下水道	流域下水道事業	下水処理場		洛西浄化センター
(汚水)	(桂川右岸)			
	流域下水道事業	下ス	k処理場	洛南浄化センター
	(木津川)			
	公共下水道事業	単	京都市	鳥羽、伏見、山科処理区
		独		
		流	長岡京市	桂川右岸処理区
		域	大山崎町	IJ
		関		
		連		
下水道	流域下水道事業	流	下貯留管	雨水北幹線、雨水南幹線
(雨水)	(桂川右岸)	ポン	/プ場	乙訓ポンプ場、呑龍ポンプ場、寺戸
				川ポンプ場
		貯留	習施設	調整池
	公共下水道事業	京者	祁市	新川排水区、東山排水区他
		向日市		石田川排水区
		長岡京市		犬川排水区・五間堀排水区
		大口	山崎町	大山崎排水区他

(3)河川

①基本方針

大都市地域における安全で快適な生活環境の充実を図る観点から既成市街地の浸水防除を基本に都市化の進展に対応した治水施設の整備を進める。具体的には、流域の土地利用の動向や関連河川の整備状況を勘案して、保水・遊水機能の維持・確保を積極的に図るとともに、河川の改修等のハード対策及び情報伝達等のソフト対策の両面での総合的な治水対策を河川整備計画等に基づき進める。

また、堤防の決壊等がもたらす洪水災害による被害を軽減させるため、河川や河川管理 施設の状態、河川周辺の状況等に応じた適切な維持管理を行う。

併せて、水とみどりのオープンスペースを持つ河川の環境機能を都市環境の一環として高く評価し、水辺環境の保全に努めるとともに良好な水辺空間の創出を図る。

②整備水準の目標

本区域は淀川水系の流域にあるが、当面、時間雨量50㎜相当の降雨に対する治水安全度を確

保することを目標に、都市部の重要な河川を中心に河川改修に合わせて流出抑制施策を講じる等、 総合的な治水対策を進める。

また、併せて河川環境の整備と保全を図る。

③整備方針

本区域は淀川の三大支流の一つである宇治川の右岸流域と桂川の流域にあり、中心部を典型的な都市河川である鴨川が貫流している。

桂川では、平成 25 年台風 18 号で浸水被害が発生したことから、緊急治水対策による河道掘削等を進め、あわせて鴨川でも桂川合流点から河川改修を進める。

中心部の人口・資産集中地区をはじめとする平地部においては、時間雨量 5 0 mm相当の降雨に対する整備をめざし、鴨川、西羽束師川支川、新川等の改修を中心に、既成市街地の浸水常襲地帯の解消を図る。

- a 京都市の山手部からその周辺にかかる地域では河道が急勾配なため、河道の安定を図る。
- b 溢水被害の解消を図るため、鴨川の支川である白川等の整備に努める。
- c 鴨川、西高瀬川等の河川については、親水空間の整備等を含めた河川環境の保全を図る。
- d 洪水時における河川の水位上昇により、それに流入する河川や排水路から自然に排水する ことができなくなる低地帯では、内水の排除を効率的に行うため、排水機場の整備及び増強 に努める。

④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業(施行中のものを含む)は、次のとおりとする。

種 別	事 業 名		事 業 箇 所
河川	河川改修事業	一級河川	桂川、宇治川、鴨川、西高瀬川、白川、
	都市基盤河川改修事業		東高瀬川、旧安祥寺川、西野山川・西野山川
			支川、西羽束師川支川、七瀬川、善峰川、新
			川、有栖川

(4) その他の都市施設

①基本方針

発生抑制を前提とした、ごみ減量目標の設定とその目標達成に向け、府民、事業者との連携の下、ごみの減量、リサイクルを推進することを基本に、リサイクルの拡大を図る施設を含め、将来の適正なごみ処理事業を維持するための施設の整備を、適正配置や道路状況などを総合的に考慮して推進する。

また、急速に進む少子高齢社会において、都市活動の向上や都市生活の魅力を高めるため、誰もが暮らしやすく、活力のある、人にやさしいまちづくりの推進を図る。さらに、保健・医療・福祉施設を適正に配置しつつ、国際文化交流施設や府民が気軽に利用できる文化・スポーツ施設を整備するとともに、日常の生活を円滑に営むことができ、災害時にも安全を確保することができるよう生活関連公共・公益施設の整備を推進する。

なお、公共施設は公共交通機関の利便性の高いところに誘導するとともに、既存施設の有効利

用や相互利用を推進する。

②整備方針

ア ごみ処理及び再資源化

- (ア) 既存クリーンセンターについて、耐用年数やごみ減量化の進捗状況に応じ、環境保全に配慮 し、施設の整備を推進する。
- (4) 再資源化施設については、バイオマスの利活用を促進するため、厨芥類等のバイオガス化施設やバイオマス発電施設を整備する。

イ 卸売市場

食生活を豊かにかつ安定的に支え、安心・安全な生鮮食料品の供給拠点として、物流の効率 化や品質管理機能強化を図るため、建替えも含め、既存施設の整備を実施する。

ウ 教育施設

老朽校舎の全面改築、体育館・プールの改築、耐震補強工事や校舎の大規模改修などを実施 し、新しい時代にふさわしい多様な教育内容に対応する施設整備を図る。

また、空き教室等を地区センター、地域防災拠点、高齢者対応施設等、地域の核施設として有効利用することを検討する。

エ その他の中核施設

- (ア) 親しみやすく、安全で利便性の高い市町庁舎や区総合庁舎の整備を図る。
- (イ) 住民が幅広く利用できる文化・スポーツ施設の整備を図る。
- (ウ) 福祉を担う拠点施設の整備を図る。

③主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業(施行中のものを含む)は、次のとおりとする。

種 別	事 業 内 容
ごみ処理施設	南部クリーンセンター第二工場の建替え整備
	東北部クリーンセンターの改修
	廃棄物の減量化・廃棄物の再資源化施設の整備
卸売市場	京都市中央卸売市場第一市場、第二市場の整備
その他の施設	京都市市庁舎の整備
	新中央図書館の建設

5 市街地開発事業の方針

(1)基本方針

本区域は、近年、都市の構造が大きく変化しつつあり、居住地として、あるいは都市活動の中心地として発展してきた都心部やその周辺部から人口や事業所が流出するとともに、先端産業が成長する一方で、地場産業としての中心的な役割を果たしてきた伝統産業は低迷を続けている。一方、郊外では住宅や店舗、事務所の立地が進み、基盤整備の整わない状態で市街地が拡大している。

これらの動向は既成市街地の公共施設の遊休化、都市力の弱体化を招き、また、居住地としての魅力を減少させ、地域社会を衰退させている。

このため、既成市街地においては、歴史特性を生かした地場産業や職住近接に対応した産業の振興に努め、優れた既存ストックの保全・再生を図るとともに、都市居住に対応した暮らしやすく魅力ある市街地形成に向けて、住民、事業者、行政のパートナーシップにより、地域特性に見合う整備手法を創出し、その再整備を推進する。また、面的に居住環境が悪化している地域においては、防災性や居住性を高めるための整備計画を定め、計画的な建替誘導等の再整備を推進する。さらに、交通利便性を活かし都市機能が集積していたが、社会構造の変化により、求心力が低下している地域について、都市拠点としての再生を図る。

市街化進行中の地域及び新市街地については、周辺地域と調和のとれた良好な住宅市街地の形成や新たな都市機能の集積を目指し、土地区画整理事業による基盤整備の推進に努めるとともに、地区計画制度等の活用を図り、防災や居住環境に配慮した市街地整備を進める。

また、特に、市街化区域内の農地や低・未利用地については、土地区画整理事業等の面的整備事業や地区計画等を活用した土地の有効利用により良好な住宅地、産業拠点の形成を誘導する一方、保全すべき農地については、都市緑地としての機能や防災機能、生鮮食品の供給の観点から、長期的な営農ができる施策を講じる。

(2)整備方針

①市街化進行地域及び新市街地

市街化が進行しつつある区域については、開発許可制度の適切な運用や地区計画制度等の活用により、良好な市街地形成を図るとともに、土地区画整理事業による基盤整備を進めている地域については、計画的な市街地整備を図る。

また、南部地域のらくなん進都(高度集積地区)については、住民、事業者、行政のパートナーシップにより、新たな都市機能の集積を図るとともに、ゆとりと潤いのある空間を備えた良好な市街地形成を図る。

また、鉄道駅や駅前広場の新設等による新たな都市拠点の形成を図るべき地域についても、市街地開発事業や地区計画の活用も検討のうえ、良好な都市環境を備えた市街地の形成を図る。

②既成市街地

京都市の既成市街地は、創建から1200年を超える平安京以来の長い歴史に育まれた地域特性を有している。また、近代に入り大きな災害もなく、歴史的伝統を継承しつつ建物の更新を繰返し現在に至っている。しかし、少子化・高齢化の進行、産業の衰退等による空洞化の進行や居住環境の変容、また、阪神・淡路大震災の教訓、京都市地震被害想定などから、今後、保全・再生・

創造のバランスの取れたまちづくり、高齢者の都心回帰や女性の社会進出の拡大等に対応した新たな都心像の確立、増加する空き家と老朽木造住宅の密集した市街地の対策等、検討すべき多くの課題を有している。

このため、既成市街地においては、住民、事業者、行政のパートナーシップを基本に、既存の都市基盤を最大限活用のうえ必要となる基盤整備や、京町家等の優れた既存ストックの活用も視野に入れるとともに、民間の建替事業等を誘導することにより、地域の特性を生かした良好な環境を保つよう、市街地の再整備を図る。

なお、老朽木造住宅が密集した市街地については、市街地開発事業、住環境整備事業、地区計画及び細街路対策等の地域特性に応じた対策を図り、防災性を高めるとともに、居住環境に配慮した市街地整備を進める。

乙訓地域における主要駅周辺においては、都市機能の維持増進及び都市環境の整備改善を図る ため、市街地開発事業や地区計画等により市街地の再整備を図る。

さらに、京都南部油小路通沿道地域、京都駅周辺地域、京都久世高田・向日寺戸地域及びJR 長岡京駅周辺地域については、都市再生緊急整備地域の指定を受け、その整備方針により、都市 の再構築を図る。

(3) 市街地整備の目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業(施行中のものを含む)は、次のとおりとする。

事 業 名	地 区 名
土地区画整理事業等	JR京都駅周辺地区、らくなん進都 (高度集積地区)、
	伏見西部地区、桃山東地区、崇仁北部地区、
	阪急長岡天神駅周辺地区

6 自然環境の整備又は保全に関する方針

(1)基本方針

水辺やみどりの空間は、自然とのふれあいや日頃の休養や運動、広域的な保養やハイキング等の場となるレクリエーションの機能、優れた自然環境やうるおいのある都市環境を形成する環境保全の機能、そして、地域を特徴づける風景や歴史的な景観を形成する景観形成の機能、また、災害時の被害の緩和や避難地、防災活動の拠点としての防災の機能等様々な役割を担っている。

このような水とみどりの役割を基本としながら、長い歴史を有する京都独自の文化の継承と発展につながる水とみどり、京都らしい風景を生み出す水とみどりの保全と創出にも留意し、また、地球環境問題や少子化・高齢問題への対応、都市の再生、市街地景観といった視点も踏まえ、次の5つの観点に基づき、水とみどりの保全と創出によるうるおいあるまちづくりを目指す。

- こころとからだをはぐくむみどりの保全と創出
- やすらぎとうるおいを感じるみどりの保全と創出
- ・いきものを守り育てるみどりの保全と創出
- ・くらしを守るみどりの保全と創出
- ・京都らしさを感じるみどりの保全と創出

特に地域特性を考慮し、「歴史と文化に彩られた水とみどりの保全と身近なみどりの創出」を目指して水とみどりの施策を推進する。

①緑地の確保目標面積

	将来市街化区域面積に対する割合**		将来市街化区域面積に対する割合* 都市計画区域面積に対する割合*	
緑地の確保目標面積	緑地確保目標面積	割合	緑地確保目標面積	割合
(平成37年)	約250ha	約14%	約2,000ha	約60%

②都市公園等の施設として整備すべき緑地の確保目標水準

	平成22年実績	平成37年整備目標
都市計画区域人口	約4.5㎡/人	約 10.6㎡/人
1人当たり整備面積	(約6.8㎡/人) *	(約 10.3㎡/人)**

*()は都市公園法で規定する都市公園

※京都市を除く

(2)主要な緑地の配置方針

ア こころとからだをはぐくむみどりの保全と創出

- ○身近な歩いていける範囲に、誰もが気軽に利用できる公園や遊歩道、水辺空間等の水とみどり の拠点をつくる。
- ○市街地周辺の樹林地や水辺等、日常的に自然にふれあえる水とみどりを保全し、自然に親しめ る施設の整備を進める。

- ○スポーツやレクリエーション等の余暇活動の拠点となる運動公園、総合公園等を整備する。
- ○自然公園等の指定により、良好な自然環境の保全を図る。
- ○東海自然歩道等の自然歩道や自転車道により水とみどりを結ぶネットワークを形成する。
- イ やすらぎとうるおいを感じるみどりの保全と創出
 - ○うるおいのある風景を形成する森林や河川等水とみどりの自然景観を保全する。
 - ○市街地周辺の里山や遺跡等と一体となって歴史的景観を形成する樹林地等、市街地の背景となるみどりを保全する。
 - ○鎮守の森や名木、巨樹等、都市のランドマークとなるみどりを保全する。
 - ○都市の景観の重要な構成要素となるターミナル周辺や大規模な公共施設等において緑化を推進 し、みどりのシンボルを形成する。
 - ○公園や水辺空間の整備、道路や学校等の公共公益施設の緑化に加え、生け垣の設置、屋上緑化 等民有地の緑化を進め、みどり豊かなうるおいのある都市景観を形成する。
- ウ いきものを守り育てるみどりの保全と創出
 - ○水とみどりの骨格となる、森林、河川等、多様な自然環境の保全を図る。
 - ○貴重な動植物の生息・生育環境を保全する。
 - ○市街地周辺の里山等の樹林地、河川やため池等の水辺、農地等、多様な生物をはぐくむ自然環境を保全する。
 - ○市街地内においても、水辺や公園等のオープンスペースを活用し、多様な生物の生息空間を創 出する。
 - ○森林、公園、ため池、河川空間等の連携により、野生生物の移動ルート等となる自然生態系ネットワークを形成する。

エ くらしを守るみどりの保全と創出

- ○地域防災計画との整合を図りながら、地震災害時の避難地や防災活動拠点となる公園、延焼防止帯や避難路となる緑地等を整備する。
- ○公共公益施設の緑化や住宅地や業務地等民有地の緑化を進め、みどりやオープンスペースの特性を活かした災害に強い街づくりを進める。
- ○市街地、集落周辺の急斜面の樹林地等みどりの保全を図る。
- ○市街地内の河川、農地、樹林地や市街地周辺の里山、河畔林等、都市気象の緩和に資する水と みどりを保全する。
- ○工業団地周辺の緩衝緑地帯や高速道路、鉄道沿線の環境緑地帯等、都市の環境を改善するみど りの保全と創出を進める。

オ 京都らしさを感じるみどりの保全と創出

- ○世界遺産、指定・登録文化財をはじめとする豊かな歴史・文化遺産と一体をなすみどりや、京都の自然200選等の京都を代表する自然環境を保全する。
- ○渓谷、清流や河畔、まちの背景を構成する山並みや里山等、京都らしい景観を形成する水とみ どりを保全する。
- ○美林、竹林等、人々の暮らしと一体となって特徴的な地域景観を形成するみどりを保全する。
- ○峠の風景、歌や物語に登場する風景等、京都らしい水とみどりの風景を保全するとともに、歴

史や文化に親しめる空間として整備する。

○新たなまちづくりにおいても、地域の歴史、文化や自然景観に配慮し、それぞれの地域の個性 的な水とみどりの景観を創出する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

人と水とみどりの共生する環境を実現するため、次の4つの方向から、骨格となるみどりの保全 と活用を図り、自然環境や歴史資源、都市化の状況に応じた水とみどりの保全と創出を目指す。

- ・都市公園や水辺の整備を促進する。
- ・自然環境、自然景観を保全する。
- ・都市の緑化を推進する。
- ・水と緑のネットワークを形成する。

①公園緑地の配置方針の概要※

種	重 類	種 別	配置方針の概要
住区	区基幹	街区公園	街区内に居住する者が容易に利用できるように、約1haの整備を図る。
公	遠		
		近隣公園	近隣に居住する者が容易に利用できるように、約3haの整備を図る。
都ī	市基幹	総合公園	西山公園等において、約16haの整備を図る。
公	園		
特列	朱公園	風致公園	嵐山公園の充実を図る。
大	規 模	広域公園	鴨川公園等において、約9haの整備を図る。
公	遠		
	緑	地	桂川、鴨川、宇治川の沿川地域においても緑道等の整備を行い、水とみ
			どりのネットワークの形成を図る。

※京都市を除く

②地域制緑地の指定方針の概要

地区の	指 定 方 針 の 概 要
種 別	
風致地区	東山、北山、西山の主要な箇所が指定されており、世界遺産周辺の景観保全という
	観点からも、今後とも法規制の適切な運用により緑地の保全を図る。
	なお、乙訓地域も含む市街地及びその周辺の緑地と都市の環境保全やうるおいのあ
	る都市景観を構成する緑について、法規制の適切な運用により、緑地の保全を図る。
近郊緑地	嵐山から天王山にかけての西山一帯及び醍醐地域に指定されており、今後とも法規
保全区域	制の適切な運用により、自然環境の保全を図る。
	また、大原野地域の山間部において、優れた緑地を形成している地域は近郊緑地特

	別保全地区に指定されており、今後とも法規制の適切な運用により、優れた自然環境
	の保全を図る。
特別緑地	吉田山、洛西において指定されており、今後とも法規制の適切な運用により、都市
保全地区	の緑地を保存し、良好な自然環境の保全を図る。
歷史的	東山や北山山麓、嵐山等歴史的な環境を有する区域が指定されている。今後とも法
風土保存	規制の適切な運用により、これらの区域を中心に保全を図る。
区域	また、特に重要な箇所は、歴史的風土特別保存地区に指定されており、今後とも法
	規制の適切な運用により、保全を図る。
自然公園	比叡山山頂部は琵琶湖国定公園、桂川上流の保津峡は府立保津峡自然公園に指定さ
	れており、今後とも法規制の適切な運用により、保全を図るとともに、周辺地域等も
	含めた自然環境の保全を検討する。
その他	市街地を囲む周辺の山並みが構成する自然風景について自然風景保全地区等によ
	り、適切に保全を図る。

(4) 主要な緑地の確保目標

今後おおむね10年以内に決定することを予定する地域地区及び整備することを予定する公園等は、次のとおりとする。

種 別		名 称 等
施設緑地	都市基幹公園	西山公園等
	その他の公園	鴨川公園、宝が池公園、水垂運動公園 等

